

令和4年度当初予算 補助金等点検評価調査書

【評価結果の表示について】 A～補助金等としての妥当性を有し、補助率も基準以内で補助金等支給根拠等も整備されているため、問題なく補助金等として認める。
E～補助金等としての妥当性を欠く状況であることから補助金等として認めない。

(単位：千円)

| No | 補助金等の名称 | | 令和3年度当初予算額 | うち一般財源 | 令和4年度当初予算見込額 | うち一般財源 | 比較 | うち一般財源 | 事業の概要 | 一次評価 | | 二次評価 | | |
|---------|----------------------|---|------------|--------|--------------|--------|-------|--------|---|------|---|------|--|---------|
| | | | | | | | | | | 評価結果 | 評価内容 | 評価結果 | 評価内容 | |
| 1 | 音更地区保護司会音更町分区補助金 | | 0 | 0 | 681 | 681 | 681 | 681 | 上部団体等への負担金、社明委に対する補助及び研修参加の経費を対象として運営費を補助する。 (補助率：10分の10) | A | 刑法犯の認知件数は減っている一方で再犯者の割合が増加しており、保護司及び保護司会の果たす役割はますます増している状況にある。引き続き運営費を補助し、支援していくことが妥当である。 | A | 担当課の評価のとおりとする。 | |
| 補助金等の分類 | | 補助金 | | | | | | | | | | | | 運営費補助金等 |
| 事業実施主体 | | 音更地区保護司会音更町分区 | | | | | | | | | | | | |
| 担当課 | | 福祉課 | | | | | | | | | | | | |
| 終期 | | 5年 | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 音更町遺族会補助金 | | 0 | 0 | 225 | 225 | 225 | 225 | 上部団体への負担金、護国神社の団体参拝参加者助成等の事業費、研修の参加等の経費を対象として運営費を補助する。 (補助率：10分の10) | A | 昭和から平成、令和と時代が移り変わり、戦争を知らない世代が町民の大半を占める中で、本団体の活動は、戦没者の慰霊や平和祈念のため必要であり、引き続き運営費を補助し、支援していくことが妥当である。 | A | 担当課の評価のとおりとする。 | |
| 補助金等の分類 | | 補助金 | | | | | | | | | | | | 運営費補助金等 |
| 事業実施主体 | | 音更町遺族会 | | | | | | | | | | | | |
| 担当課 | | 福祉課 | | | | | | | | | | | | |
| 終期 | | 5年 | | | | | | | | | | | | |
| 3 | コミュニティサポート見守り訪問事業補助金 | | 0 | 0 | 5,262 | 3,262 | 5,262 | 3,262 | 養成講座を開催し、受講した方(サポーター)を登録して、希望する高齢者等に対し、定期的な訪問、緊急事の安否確認等の見守りを行う。 (補助率：10分の10) | A | 国が推進する地域共生社会の構築へ向けて、地域住民同士による共助の基盤づくりは必要なものであり、本事業・取組の継続、更なる発展が地域福祉の向上につながるため、中長期的な支援が必要なものである。 | A | 担当課の評価のとおりとする。 | |
| 補助金等の分類 | | 補助金 | | | | | | | | | | | | 事業費補助金等 |
| 事業実施主体 | | 社会福祉法人音更町社会福祉協議会 | | | | | | | | | | | | |
| 担当課 | | 福祉課 | | | | | | | | | | | | |
| 終期 | | 5年 | | | | | | | | | | | | |
| 4 | 高齢者補聴器購入費補助金 | | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 補聴器購入費用の一部を補助する。 (補助率：10分の10) (上限：3万円) | A | 高齢社会を迎えたなか、聴力機能の低下により他者とのコミュニケーションがうまくとれないことは社会的、地域的孤立を招く恐れがある。補聴器購入費の補助を実施し、より多くの対象者が活用することで、他者との円滑な交流を可能とし、社会参加、地域交流のみならず自身の健康保持や介護予防にも寄与するものとなる。 | E | 聴力機能の低下によりコミュニケーションを図ることが困難となった高齢者に対して補聴器購入費の一部を補助することについては、一部の自治体で実施されている例があるが、国に対し、補聴器購入に係る全国一律の公的補助制度を創設するよう求める動きもあることから、その動向を注視する必要がある。 また、少子高齢化が進み高齢化率も上昇している中、将来世代の負担増加につながる恐れがあるため廃止とする。 | |
| 補助金等の分類 | | 補助金 | | | | | | | | | | | | 事業費補助金等 |
| 事業実施主体 | | 聴力障害による身体障害者手帳が未交付の者で、両耳の聴力が40～70デシベル未満の65歳以上の高齢者 | | | | | | | | | | | | |
| 担当課 | | 高齢者福祉課 | | | | | | | | | | | | |
| 終期 | | 5年 | | | | | | | | | | | | |

令和4年度当初予算 補助金等点検評価調書

【評価結果の表示について】 A～補助金等としての妥当性を有し、補助率も基準以内で補助金等支給根拠等も整備されているため、問題なく補助金等として認める。
 B～補助金等としての妥当性を欠く状況であることから補助金等として認めない。

(単位：千円)

| No | 補助金等の名称 | | 令和3年度 当初予算額 | うち 一般財源 | 令和4年度 当初予算見込額 | うち 一般財源 | 比較 | うち 一般財源 | 事業の概要 | 一次評価 | | 二次評価 | | |
|---------|-------------------------|--------------------|----------------|------------|------------------|------------|-------|------------|--|------|---|------|---|---------|
| | | | | | | | | | | 評価結果 | 評価内容 | 評価結果 | 評価内容 | |
| 5 | 体験学習等参加費補助金 | | 0 | 0 | 150 | 0 | 150 | 0 | 教育委員会主催の社会教育事業においては、宿泊を伴う事業もあり、食事代や施設利用料の負担を参加者に求めているが、低所得等の理由から参加をあきらめてしまっている児童生徒に参加費用を補助し参加を促進することで、集団生活の大切さや仲間とともに食事をする楽しさ、自分の出来る役割について学ぶなどの経験を通して心身の成長を図ることを目的とする。 (補助率：10分の10) (上限：5千円) | A | 令和2年度に実施した子どもの生活実態調査の結果から、保護者の収入が要因で学習機会の減少や、各種の体験ができない児童が一定数いるという現状から、町（教育委員会）の実施する事業に対する参加費の補助をすることにより、児童の健やかな育成の一助になると考える。 | A | 担当課の評価のとおりとする。 | |
| 補助金等の分類 | | 補助金 | | | | | | | | | | | | 事業費補助金等 |
| 事業実施主体 | | 体験学習等に参加する児童の保護者 | | | | | | | | | | | | |
| 担当課 | | 子ども福祉課 | | | | | | | | | | | | |
| 終 期 | | 5年 | | | | | | | | | | | | |
| 6 | がん患者ウイッグ等購入費助成金 | | 0 | 0 | 300 | 300 | 300 | 300 | 抗がん剤治療や外科的手術による脱毛や乳房切除のための、ウイッグ及び補整具購入費を助成する。 (補助率：10分の10) (上限：2万円) | A | 女性の新規がん患者のうち30%が20歳から64歳までの就労世代にあたるなか、がんの手術や抗がん剤治療による乳房切除や脱毛など外見上の変化は、身体的な負担に加え、心理的な負担も大きく、また、外見上の変化をカバーするためのウイッグや補整具の購入費用は医療保険が適用されないため、がん治療費以外にも経済的な負担も大きくくなっている状況にある。 ウイッグ等の購入に要する経費の一部を助成することで、心理的及び経済的負担を軽減し、就労継続等の社会生活の支援や療養生活の質の向上が期待される。 | A | 担当課の評価のとおりとする。 ただし、補助金は、公益性の高い事業を実施する団体又は個人に対して、その活動を補助するための金銭給付であり、音更町補助金等交付基準第6条第4項第1号において、個人に対する補助は、3分の1以内と定めているところである。本事業においても、この基準に基づき、3分の1以内の補助率の設定を求める。 | |
| 補助金等の分類 | | 補助金 | | | | | | | | | | | | 事業費補助金等 |
| 事業実施主体 | | ウイッグ等を購入するがん患者 | | | | | | | | | | | | |
| 担当課 | | 保健課 | | | | | | | | | | | | |
| 終 期 | | 5年 | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 道の駅おとふけ利用者公共交通手段確保対策補助金 | | 0 | 0 | 650 | 50 | 650 | 50 | 帯広空港線（拓殖バス・十勝バス共同運行）運行経費の一部補助（航空機欠航時、本来なら運休となるバスの運行経費を補助する。） (補助率：10分の10) | A | 魅力発信エリア・道の駅整備事業基本計画において、自家用車等を有しない町民の利用促進を図るため、何らかの交通手段の確保を図ることとしているが、このたび、バス事業者の協力により、既存路線を延伸し、町内2箇所のバス停に停車することで、交通手段の確保が図られることとなった。ただし、当該延伸路線が、帯広空港線であり、航空機欠航時には運休することから、航空機の運休時にもバスを運行するために当該運行に係る費用を補助することで、利用者の利便性の向上に努めようとするもの。このことにより、道の駅おとふけとJR帯広駅、帯広空港がバス路線により直結し、道の駅おとふけの交通結節点機能が向上するとともに、道の駅おとふけ利用者の交通手段の多様化にも貢献するものである。 | A | 担当課の評価のとおりとする。 | |
| 補助金等の分類 | | 補助金 | | | | | | | | | | | | 事業費補助金等 |
| 事業実施主体 | | バス事業者 | | | | | | | | | | | | |
| 担当課 | | 産業連携課 | | | | | | | | | | | | |
| 終 期 | | 5年 | | | | | | | | | | | | |
| 8 | みのり〜むフェスタおとふけ特別事業補助金 | | 0 | 0 | 6,000 | 0 | 6,000 | 0 | 道の駅おとふけ「なつぞらエリア」を活用した地域PRイベントを開催するにあたり、ドラマ「なつぞら」出演者や制作関係者等を招致する。 (補助率：10分の10) | A | 令和4年4月に移転開業する道の駅おとふけ「なつぞらのふる里」敷地内に建設された「なつぞらエリア」を効果的に活用し、アフターコロナを見据えた取り組みとして地域PRイベントを持続的に開催することや、農業にまつわる地域の歴史や文化を紹介する展示等を実施し、国内外から道の駅おとふけを訪れる全ての人に町の魅力を発信し、満喫していただけるよう取り組みを進めるものであり、開業後の集客確保のために必要な事業である。 | A | 担当課の評価のとおりとする。 | |
| 補助金等の分類 | | 補助金 | | | | | | | | | | | | 事業費補助金等 |
| 事業実施主体 | | みのり〜むフェスタおとふけ実行委員会 | | | | | | | | | | | | |
| 担当課 | | 産業連携課 | | | | | | | | | | | | |
| 終 期 | | 3年 | | | | | | | | | | | | |

令和4年度当初予算 補助金等点検評価調書

【評価結果の表示について】 A～補助金等としての妥当性を有し、補助率も基準以内で補助金等支給根拠等も整備されているため、問題なく補助金等として認める。
E～補助金等としての妥当性を欠く状況であることから補助金等として認めない。

(単位：千円)

| No | 補助金等の名称 | | 令和3年度当初予算額 | うち一般財源 | 令和4年度当初予算見込額 | うち一般財源 | 比較 | うち一般財源 | 事業の概要 | 一次評価 | | 二次評価 | | |
|---------|---------------------|--------------------|------------|--------|--------------|--------|--------|--------|---|------|--|------|--|---------|
| | | | | | | | | | | 評価結果 | 評価内容 | 評価結果 | 評価内容 | |
| 9 | 伊福部昭音楽セミナー開催事業補助金 | | 0 | 0 | 1,200 | 600 | 1,200 | 600 | 伊福部昭作品をテーマに音楽大学の学生から地元青少年が弦楽器演奏の指導を受け、成果発表のコンサートを開催する。 (補助率：2分の1) | A | 音更町開町120周年記念事業として開催された「おとふけ120年の歩みと伊福部昭の世界」が盛会のうちに終了し、多くの町民が感動を共有したところであるが、新たに町民有志が参画する「伊福部昭音楽セミナー実行委員会」を組織し、継続的に事業を実施することで、伊福部音楽を通じた人材育成及び交流人口拡大の効果が期待される。 | A | 担当課の評価のとおりとする。 | |
| 補助金等の分類 | | 補助金 | | | | | | | | | | | | 事業費補助金等 |
| 事業実施主体 | | 音更町伊福部昭音楽セミナー実行委員会 | | | | | | | | | | | | |
| 担当課 | | 文化センター | | | | | | | | | | | | |
| 終期 | | 3年 | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 伊福部昭音楽記念碑維持保存等補助金 | | 0 | 0 | 100 | 100 | 100 | 100 | 「伊福部昭を讃える音楽記念碑」の維持保存と周辺環境の整備（「伊福部昭氏を讃える音楽記念碑」の維持保存、記念碑周辺の草刈などの環境整備、記念碑周辺の道路や散策路の維持補修、記念碑の周知）に係る費用を補助する。 (補助率：2分の1) | A | 当該団体は、平成10年に「音和の森」自然園を造成し、平成14年に同園に建立された「伊福部昭氏を讃える音楽記念碑」に大きく関わり、以降、周辺環境の整備や記念碑のリニューアルを手がけてきた実績がある。伊福部昭氏は、父が音更村長に就任したことから、小学生の頃音更村に在住していた。作曲家となり偉大な足跡を残し、町歌も作曲している。町は図書館に「伊福部昭音楽資料室」を開設、開町110年には伊福部昭氏を顕彰、開町120周年には伊福部昭氏と音更の関わりを学ぶ記念事業を開催するなど、町としても最大限の敬意を表すべき人物である。記念碑は伊福部昭氏を讃えるものとして後世に残すべきであり、その立地場所は伊福部昭氏が望んだ場所であることから、周辺環境を含めて維持保存していく必要がある。また、散策路など周辺環境を整備することにより、子どもから大人まで自然に触れる場所として事業等も展開できる。 | A | 担当課の評価のとおりとする。 | |
| 補助金等の分類 | | 補助金 | | | | | | | | | | | | 事業費補助金等 |
| 事業実施主体 | | 特定非営利活動法人 トカブチの森 | | | | | | | | | | | | |
| 担当課 | | 図書館 | | | | | | | | | | | | |
| 終期 | | 5年 | | | | | | | | | | | | |
| 11 | 音更町観光振興事業補助金 | | 1,000 | 1,000 | 1,000 | 0 | 0 | △1,000 | 「帯広駅・十勝川温泉間路線バス無料化事業」及び「モール温泉号事業（旭川便）」を行う。 (補助率：2分の1) | A | 北海道への観光客は依然として道央圏に集中しており、これを道東地区に誘客するためには2次交通の充実が必要不可欠である。また、新型コロナウイルス感染症の影響により団体旅行から個人旅行へシフトする傾向がますます高まる中、2次交通が充実している観光地が選択される傾向にあるため、今後も2次交通対策を継続して実施する必要がある。 | A | 担当課の評価のとおりとする。 ただし、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況を鑑み、帯広駅・十勝川温泉間路線バス無料化のみの実施とする。 | |
| 補助金等の分類 | | 補助金 | | | | | | | | | | | | 事業費補助金等 |
| 事業実施主体 | | 音更町十勝川温泉観光協会 | | | | | | | | | | | | |
| 担当課 | | 商工観光課 | | | | | | | | | | | | |
| 終期 | | 1年 | | | | | | | | | | | | |
| 12 | 道の駅ガーデンズパオ十勝川温泉整備事業 | | 5,500 | 5,500 | 0 | 0 | △5,500 | △5,500 | 道の駅敷地内のガーデンを整備費用の一部を補助する。 (補助率：2分の1) | A | 十勝川温泉地区の活性化と本町の観光振興のため、道の駅ガーデンズパオ十勝川温泉の魅力向上を図ることは重要なことである。施設名の一部でもある「ガーデン」の整備を行うことにより、他の道の駅との違いを打ち出すことができれば様々な媒体で取り扱われる機会が増えることが見込まれ、当該施設の来場者のみならず、十勝川温泉への入込客など交流人口の増加が期待される。また、新道の駅おとふけやスマートインターチェンジの整備などの相乗効果が期待され、本町の観光振興により一層貢献する施設になるものと考えられる。 | E | 道の駅ガーデンズパオ十勝川温泉においては、開設から5年が経過し、一定の施設整備は終了したものと考える。今後の整備については、原則、組合負担での実施を求める。 | |
| 補助金等の分類 | | 補助金 | | | | | | | | | | | | 事業費補助金等 |
| 事業実施主体 | | 十勝川温泉旅館協同組合 | | | | | | | | | | | | |
| 担当課 | | 商工観光課 | | | | | | | | | | | | |
| 終期 | | 3年 | | | | | | | | | | | | |

令和4年度当初予算 補助金等点検評価調査書

【評価結果の表示について】 A～補助金等としての妥当性を有し、補助率も基準以内で補助金等支給根拠等も整備されているため、問題なく補助金等として認める。
B～補助金等としての妥当性を欠く状況であることから補助金等として認めない。

(単位：千円)

| No | 補助金等の名称 | | 令和3年度当初予算額 | うち一般財源 | 令和4年度当初予算見込額 | うち一般財源 | 比較 | うち一般財源 | 事業の概要 | 一次評価 | | 二次評価 | | |
|---------|--------------------------|-----------------------|------------|--------|--------------|--------|----|--|---|---|---|----------------|----------------|--|
| | | | | | | | | | | 評価結果 | 評価内容 | 評価結果 | 評価内容 | |
| 13 | 音更町住宅用太陽光発電システム普及促進事業補助金 | | 3,500 | 0 | 3,500 | 0 | 0 | 0 | 町内の住宅に太陽光発電システムを設置する者に対して補助金を交付する。 (補助率：3分の1) (上限：10万円) | A | 地球温暖化防止のためには、町民一人ひとりの意識の醸成と行動が必要であり、北海道でも2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにするゼロカーボンを表明していることから、より一層の再生可能エネルギーの利用促進が求められている。住宅用太陽光発電システムの需要は今後も継続していくと思われるが、電力買取単価が下がっていることから、設置件数は減少することが想定される。しかし、その設置費用は、まだ高価であることから、今後更に太陽光発電システムの設置を促し、二酸化炭素排出量の抑制等を図るためには、当該補助金による公的支援が必要である。なお、設置費用の補助上限額については現行どおりとする。 | A | 担当課の評価のとおりとする。 | |
| 補助金等の分類 | | 既存補助金の再評価 | | | | | | | | | | | | |
| 事業実施主体 | | 町内の住宅に太陽光発電システムを設置する者 | | | | | | | | | | | | |
| 担当課 | | 環境生活課 | | | | | | | | | | | | |
| 終 期 | | 5年 | | | | | | | | | | | | |
| 14 | 農業労働力産地間連携システム構築実証事業補助金 | | 500 | 0 | 500 | 0 | 0 | 労働力の産地間連携システム実証のために宮崎県西都市への渡航費及び滞在費について農協が負担する経費の1/2を助成する。 (補助率：2分の1) | A | 本町の農業は、省力機械やICTの導入などにより省力化を推進しているものの、労働力不足は大きな課題となっている。国内での農繁期と農閑期が真逆な地域と連携し、畑作特有のスポット的な労働力不足の解消を図る仕組みづくりを構築することを目指し、課題を整理するための実証事業を支援することは、今後の農業労働力確保に極めて有益である。 | A | 担当課の評価のとおりとする。 | | |
| 補助金等の分類 | | 既存補助金の再評価 | | | | | | | | | | | | |
| 事業実施主体 | | 事業に取り組む農業協同組合 | | | | | | | | | | | | |
| 担当課 | | 農政課 | | | | | | | | | | | | |
| 終 期 | | 3年 | | | | | | | | | | | | |
| 15 | 音更町自衛隊協力会補助金 | | 95 | 0 | 95 | 0 | 0 | 近年、災害等における自衛隊の地方自治体への派遣活動は、ますます重要性を増している。当団体においては、災害派遣活動に直接的な事業はないが、自衛隊への入隊希望者の募集活動や本町の新人隊員への激励事業などを通じ、自衛隊活動に寄与している。 (補助率：2分の1) | A | 自衛隊協力会は、昭和45年に自衛隊活動や隊員募集等を協力する団体として組織され、当初より町が事務局を担っている。主な事業は、(1)自衛隊への町出身地の新入隊者の激励事業、(2)帯広駐屯地や道内駐屯地への研修視察(自衛隊部隊活動の実践を見聞)である。 これまでの補助金の交付は、平成20年度までは補助金交付団体であったが、(1)繰越金が多額であったこと、(2)事業効果が固定化しているなどの理由により、平成21年度以降は自主財源で活動を行ってきた。しかし、会の新たな自主財源確保を模索するものの会員数の減少と高齢化が顕著で退会者の続出などにより、自主財源のみで活動を維持していくのも困難な状況となり、平成24年度から自衛隊協力会の運営を安定させるため補助金交付が復活した経緯がある。 一方、自衛隊員における近年の大規模災害への対応、災害派遣活動など自衛隊の役割や地域への自治体への貢献度は大きなものがある。また、町の防災対策には、自衛隊の役割が重要であり、本会を通じて自衛隊を支援する必要がある。 したがって、本町と自衛隊の連携やさまざまな情報交換などを通じての相互理解を継続して図るため、今後においても運営補助の必要性は高いものとする。 | A | 担当課の評価のとおりとする。 | | |
| 補助金等の分類 | | 既存補助金の再評価 | | | | | | | | | | | | |
| 事業実施主体 | | 音更町自衛隊協力会 | | | | | | | | | | | | |
| 担当課 | | 広報広聴課 | | | | | | | | | | | | |
| 終 期 | | 5年 | | | | | | | | | | | | |

令和4年度当初予算 補助金等点検評価調査

【評価結果の表示について】 A～補助金等としての妥当性を有し、補助率も基準以内で補助金等支給根拠等も整備されているため、問題なく補助金等として認める。
B～補助金等としての妥当性を欠く状況であることから補助金等として認めない。

(単位：千円)

| No | 補助金等の名称 | | 令和3年度当初予算額 | うち一般財源 | 令和4年度当初予算見込額 | うち一般財源 | 比較 | うち一般財源 | 事業の概要 | 一次評価 | | 二次評価 | |
|---------|---------------------|---------|------------|--------|--------------|--------|-----|--------|--|---|--|----------------|----------------|
| | | | | | | | | | | 評価結果 | 評価内容 | 評価結果 | 評価内容 |
| 16 | 子育てサポート事業利用者負担軽減補助金 | | 30 | 0 | 30 | 0 | 0 | 0 | 補助対象家庭が利用した場合に、援助会員に支払う報酬の1/2を町が負担をして、援助会員に支給する。 (補助率：2分の1) | A | 本町の子育て事業の隙間を埋めることで本補助金は、ひとり親家庭や低所得家庭の安心して子ども・子育てができる事業。家庭事情は様々だが、国から就労を促がす政策はあっても十分な家庭支援までは届いておらず、弱い立場の町民は日々悩みながら生活をしている。 新型コロナウイルスの影響で、就労時間の減少や解雇も話題に上がる中、本事業を継続する事で少しでも家族の不安や負担を軽減することが必要。周りにサポートをしてもらえる親族等がない場合には、幼い子どもを家に放置することも考えられ、それは虐待に当たるため、親子の受ける傷が大きい。時間帯によっては虐待として対応しなければならない。子育てを楽しみ、安心・安全な子育てをする支援として、重要な事業と思われる。 | A | 担当課の評価のとおりとする。 |
| 補助金等の分類 | 補助金 | 事業費補助金等 | | | | | | | | | | | |
| 事業実施主体 | 子育てサポート事業の援助会員等 | | | | | | | | | | | | |
| 担当課 | 子ども福祉課 | | | | | | | | | | | | |
| 終期 | 5年 | | | | | | | | | | | | |
| 17 | 音更高校パートナーシップ事業交付金 | | 1,000 | 1,000 | 1,800 | 1,500 | 800 | 500 | A | 「教育振興会」が取り組む生涯学習を通したまちづくり活動へ町が一定の支援をしていくことは、地域に根付いた人材を育成することにつながることに、町民に対して活動状況を広くPRしていくことで、地元の高校に誇りと愛着を育むことにもつながっていく。生涯学習を通したまちづくりと音更高校の魅力向上の取組を支えていくことで、更なる教育環境の充実と人間関係の形成、人材育成に結びつけていくことが町として必要なことである。 | A | 担当課の評価のとおりとする。 | |
| 補助金等の分類 | 交付金 | 事業費補助金等 | | | | | | | | | | | |
| 事業実施主体 | 北海道音更高等学校教育振興会 | | | | | | | | | | | | |
| 担当課 | 教育総務課 | | | | | | | | | | | | |
| 終期 | 5年 | | | | | | | | | | | | |